意見書案第１号

「非核三原則」の堅持を求める意見書の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり日高市議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

令和８年９月24日提出

日高市議会議長　和　田　貴　弘　様

提出者　　日高市議会議員　　佐　　藤　　真

賛成者　　日高市議会議員　　成　田　　奈緒子

提　案　理　由

国会及び政府に対し、「非核三原則」を堅持するよう、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり政府等関係方面へ意見書を提出しようとするものである。

別紙

「非核三原則」の堅持を求める意見書

我が国は、世界で唯一の戦争被爆国として、広島・長崎の惨禍を二度と繰り返さないとの決意のもと、平和国家として歩みを重ねてきた。

日高市では、戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代へ伝えるため、広島市平和記念式典に派遣事業を行い、核兵器のない平和な世界の実現に向けた平和啓発に取り組んでいる。

日高市や近隣市の被爆２世の方からも被爆の恐ろしさや核兵器の廃絶、平和への願いの声を聞く。これらを地方から国へつなぎ、次の世代に引き継いでいくことは、地方議会の役割でもある。

現在、我が国を取り巻く安全保障環境は厳しさを増している。だからこそ、唯一の戦争被爆国としての歴史と経験を踏まえ、核兵器による惨禍を二度と繰り返さないとの決意を堅持することが重要である。

現在、政府は「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を政策上の方針として堅持している。

よって、国においては、日高市の平和啓発を通じて寄せられる市民の思いを受け止め、非核三原則を引き続き政策上の方針として堅持することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年　月　日

日高市議会議長　和　田　貴　弘

衆議院議長　様
参議院議長　様
内閣総理大臣　様
外　務　大　臣　様
防　衛　大　臣　様